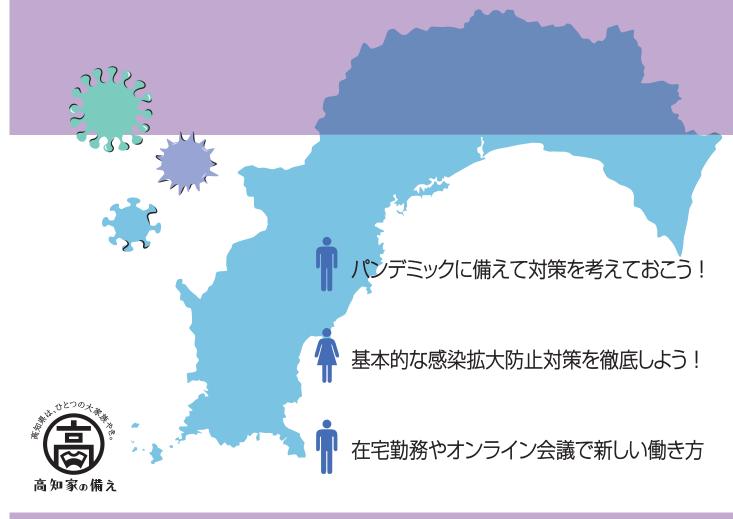


新型感染症に備える 企業の

BCP事業継続計画

策定のための手引き



事業者の皆様へ

地震など自然災害の発生後における県民生活の一刻も早い復旧には、事業活動の早期再開が大変重要です。

このため本県では、地震発生直後に、事業者の皆さまが従業員の安全を確保するとともに、お客さまへのサービス提供を早期に再開することができるよう、最優先で復旧・継続させなければならない取り組みを決め、その対応策などを計画する「事業継続計画 (BCP)」の策定支援を推進してまいりました。

こうした中、2020年1月以降、日本各地で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大いた しました。

この感染拡大の影響により、都道府県や市町村をまたぐ移動の自粛や、不要不急の外 出自粛、飲食店の営業自粛などの対応が要請され、我々の消費動向を大きく変化させま した。また、人流抑制のためのテレワークの推進をはじめとする新しい働き方の導入が 進むなど、多くの企業や事業者の方々には、様々な活動の制約とそれに伴う新たな対応 が求められることとなりました。

感染症が事業活動にもたらす影響は、予測なく局所的に発生し、ほぼ全ての業務が止まってしまう自然災害に比べ、時間軸や地理的な範囲、さらには制約を受ける内容などが大きく異なります。

そこで、現在も新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、その 先を見据え、将来発生しうる新たな感染症のリスクに対応した、事業継続のための計画づ くりが大変重要となっております。

このため、今回、多くの事業者の皆さまに、感染症に対しても柔軟に対応できるBCP 策定を進めていただきたく、これに対応するBCPの「策定の手引き」及び「BCPひな形」 を作成しましたので、ぜひご活用いただければと思います。

自然災害BCPと新型感染症BCPが多くの事業所で策定され、自然災害にも新型感染症にもしっかりと対応できる、強い社会づくりの実現に向けて、共に取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

令和3年9月

高知県知事 濵田 省司

| \blacksquare | | はじめに | |
|----------------|---------|--------------------------|---|
| Ħ | 01 | … 本書の目的 | |
| 次 | O1 | 本書の構成 | |
| | | 练 I 並7 ■ 甘) | 林公司 |
| | | 第 [部 基 | |
| | 02 ···· | ·· 1.BCPとは | |
| | | 2. 新型感染物 | 定とは |
| | | (1) 用語の | D定義 |
| | | (2) 感染/ | レート |
| | 03 | … 3. 新型感染物 | EBCP策定の必要性 |
| | | (1) 新型原 | Š染症BCPがなぜ必要なのか、考えてみましょう |
| | | (2) 新型二 | コロナウイルス感染症発生時の企業への影響 |
| | | (3) パンラ | デミック発生時の事業中断リスク |
| | | ▶参考 | 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 |
| | 06 | ··· 4. 自然災害E | BCPと新型感染症BCPの違い |
| | | (1) 発生/ | (ターンと事業リソースへの影響の違い |
| | | (2) 検討功 | 頁目の違い こうしゅうしゅう |
| | | 第Ⅱ部策 | |
| | 07 | | . — |
| | | BCPの策定引 | |
| | 08 | … 第1段階 | (1) 重要事業・業務の検討 ─ 継続する業務と縮小・休止する業務 |
| | | | (2) 産業界の中での自社のポジションの再確認 |
| | | | (3) 事業概要 — 顧客・製品マトリックス |
| | 10 | ··· 第2段階 | |
| | | | (1) 事業継続の目的および基本方針を明確化する |
| | 11 | … 第3段階 | リスク分析 |
| | | | (1)検討すべき4つのテーマ |
| | | | 3密となりやすい場所・時間、欠勤者増による影響、サプライチェーン問題、 |
| | | | 需要の減少となる事業の有無 |
| | 13 | / - Λ ⊂ Π.ΠΗν | (2) 社内で感染者が発生した場合の一時的な事業中断 |
| | 13 | … 第4段階 | 対応体制の構築と対策 (1)対応体制の構築 |
| | | | (1) 対心体制の構築 (2) 感染防止対策に関する政府の基本方針 |
| | | | (3)一人ひとりの基本的感染防止対策 |
| | | | (4)企業における感染拡大防止策 |
| | | | (5) 社内で感染者又は濃厚接触者が判明した場合の対応 |
| | | | (6) 複合災害発生時の留意点 |
| | 21 | … 第5段階 | 事業継続戦略 |
| | | | (1)発生段階別の目標業務レベルを定める |
| | 2.4 | | (2) 事業中断リスクの4つのテーマに沿った事業継続戦略 |
| | 24 ···· | … 第6段階 | |
| | | | (1)発生段階別基本方針:目標業務レベル |

第 Ⅲ 部 運用編

26 ······ BCPを運用する

事前対策の進捗管理、教育・訓練、BCPの見直し・改善

(2)部門別対応計画 (3)事前対策の実施計画

27 ···· Withコロナ時代を生き抜くために参考資料一覧

はじめに

本書の目的

●新型感染症 BCPは必ず策定できます

これを読まれる皆さんの中には「地震BCP策定だけでも大変なのに、新型感染症のBCPなんて・・」、「パンデミックになったら事業を止めるしかないのでは?」と漠然と感じられている方も多いと思います。実は、新型感染症BCPを策定することはそんなに難しいものではありません。順を追って、ポイントを外さずに作っていけば、必ずできるものです。

本書は、「新型感染症BCPとはどんなものなのか?」、「新型感染症BCPを策定する上でのポイントは?」について、より具体的なイメージを持っていただけるようにと作成しました。また、同時に「新型感染症BCP(ひな形)」も用意しました。これらを参考にすれば短時間でBCPを策定することが可能です。

●新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の教訓を活かしましょう

本書では、令和元年(2019年)12月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行の際の、世界各国および日本政府・行政機関の対応や、そのことによる企業への影響を分析し、新型感染症発生時の事業継続に必要な検討項目を取り入れています。

自然災害のBCPでも同じことが言えますが、「事業を中断させるリスク」にフォーカスし、自社への影響を見極めるとともに、リスクを最小限に抑えるための事前の備えや発生後の対応方針(戦略)を決めておくことが重要です。

●高知県企業の皆さんにお願いしたいこと

本書を読んで新型感染症BCPの必要性と概要をご理解いただき、実際にBCPの策定に取りかかっていただくことを 期待しています。

本書とともに「新型感染症BCP(ひな形)」も活用して新型感染症BCPを策定し、Withコロナ、Afterコロナの時代の競争を勝ち抜いていける企業を目指していきましょう。

本書の構成

本書は、「第Ⅰ部 基礎編」「第Ⅱ部 策定編」「第Ⅲ部 運用編」の3部構成となっています。

■ 第I部 基礎編

「新型感染症の基本的な知識」、「新型感染症BCPの策定が企業にとってなぜ必要なのか」について解説します。さらに、「自然災害BCPと新型感染症BCPの相違点」についても解説します。

■ 第Ⅱ部 策定編

新型感染症BCPの策定手順を6段階に分けて説明します。

各企業の個別の事業中断リスクを分析し、業種別ガイドラインの記載事項を基にカスタマイズした感染拡大防止措置を計画し、リスクへの対応戦略を策定することで、各企業の実情に応じた新型感染症 BCPを策定します。

■ 第Ⅲ部 運用編

新型感染症BCPは文書策定がゴールではありません。必要によりBCPの内容を見直し、改善し続けていくことが重要です。そのために必要な取組みのポイントを記載していますので、是非参考にしてください。

第1部 基礎編

1. BCPとは

事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan:ビジネス コンティニュイティ プラン) とは、簡単にいうと、 「いざという時であっても」「止めてはならない/早期に復旧すべき業務を」「早期に復旧する/必要なレベルで継続 する」・・・ために事前に策定しておく計画のことです。

2. 新型感染症とは

新型感染症の定義、感染ルートなど基本的な知識を解説します。

用語の定義

① 新型感染症とは

一般に、ウイルス・細菌・カビなどの病原体が身体に侵入し、増殖することで引き起こされる病気のことを「感染 症」といいますが、本資料で使用する「新型感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す る法律」の第6条「新型インフルエンザ等」の定義を準用し、次のとおりとします。

新たに人から人に伝染する能力を有することとなった感染症であって、国民が免疫を獲得していないことから、 全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のこと。

② パンデミックとは

新型感染症が、世界的に大流行した状態をいいます。過去に起きたパンデミックには、スペイン風邪 (1918年、 推定死亡者数約5000万人)、アジア風邪(1957年、推定死亡者数約200万人)などがあります。

感染ルート

感染症には、大きく4つの感染経路が考えられています。

●接触感染

皮膚や粘膜の直接的な接触や、手、ドアノブ、手すり、便座、スイッチ、 ボタン等を介して接触することで病原体が付着することによる感染。

●飛沫感染

咳やくしゃみなどの際に飛び出したしぶき(飛沫)を直接吸い込んだり、 目や口などの粘膜に浴びることによる感染。

●空気感染

結核菌や麻疹ウイルスで認められており、病原体がかなり長い時間空 気中を漂い、長い距離でもその空気を吸い込んでしまうことによる感染。

●エアロゾル感染(マイクロ飛沫感染)

飛沫感染と空気感染の中間的な概念。飛沫のうち、とても小さなも のは軽いのですぐには落下せず、空気中を漂います。これをエアロゾル と呼び、エアロゾルを空気と一緒に吸い込んでしまうことによる感染。





3. 新型感染症 BCP 策定の必要性

新型感染症BCP策定の必要性について解説します。

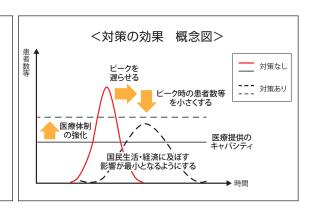
1 新型感染症BCPがなぜ必要なのか、考えてみましょう。

新型感染症BCP未策定の状況で、新型感染症によるパンデミックが発生したらどうなるか、想像してみてください。 新型感染症によるパンデミックの状況下では、人命および健康を保護する観点から、世界各国でロックダウンが実施され、 日本国内でも政府により人の移動制限や3密場所の閉鎖等、国民生活や経済活動が制限される事態が想定されます。 このような環境の中で、事業を継続していくことは可能でしょうか?

▶図表1 新型感染症発生時の日本政府の対応方針

■ 対応の基本方針

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命 及び健康を保護する。
- 2. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

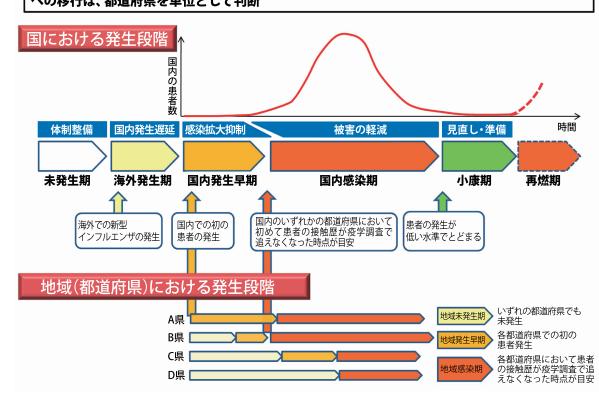


■ 発生段階別対応計画

出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成29年9月12日(変更))

<国及び地域(都道府県)における発生段階>

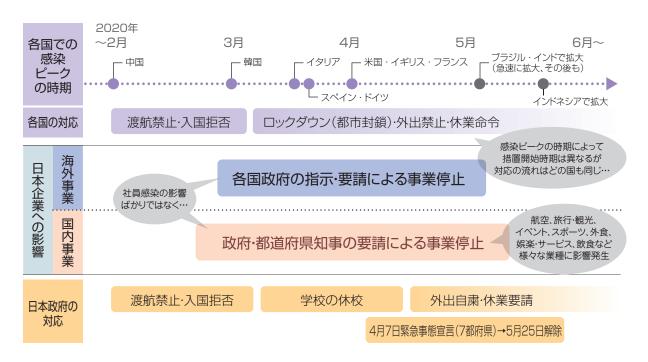
地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期 への移行は、都道府県を単位として判断



新型コロナウイルス感染症発生時の企業への影響

新型コロナウイルス感染症が発生してからの半年間を振り返ると、企業を取り巻く環境は、海外、国内、それぞれ 大きな変化に見舞われました。

そして、企業においては、直接的影響として「3密防止による生産性低下」「感染者発生による自社施設の一時停 止」、間接的影響として「サプライチェーン問題」「緊急事態宣言発令等による需要の減少」など、長期にわたり、事 業中断リスクに直面することになりました。



パンデミック発生時の事業中断リスク

今後も新型感染症が出現し、パンデミックが発生する可能性は否定できませんが、新型感染症のBCPを検討する 上で想定しておくべき事業中断リスクは、以下のとおり整理することができます。



新型感染症BCPは、上記の事業中断リスクの影響を受けた場合であっても、従業員の生命および健康を守りなが ら事業を継続していくための方針、体制、手順等を予め準備しておくための計画です。

新型感染症によるパンデミックが発生した場合に備えて、感染拡大防止措置だけでなく事業の継続を阻害する要 因を洗い出し、事前に様々な対策や戦略を検討し、準備するなどにより新型感染症BCPを策定しておくことが必要です。

▶参考 高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安(令和4年3月現在)

参考として、高知県が定めている新型コロナウイルス感染症の対応の目安を記載します。県では、この対応の目安に沿って、対策を講じます。県内企業の皆様が事業の縮小や継続の検討を行う際には、この対応の目安を参考にしてください。

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

| 判 | ステージ | 感染観察(緑) | 注意(黄) | 警戒(オレンジ) | 特別警戒(赤) | 非常事態(紫) | | |
|------|------------------------------|---|--|----------|--|--|--|--|
| 断指標 | 最大確保病床の 占有率 / 直近7日間の \ | 3%未満 | 3%以上 | 10%以上 | 25%以上 | 40%以上 (即応病床の 占有率:50%以上) | | |
| *1 | 新規感染者数 | (140人未満) | (140人以上) | (420人以上) | (1,120人以上) | (1,960人以上) | | |
| | の分科会の レベル分類 | レベル0 (感染者ゼロ レベル) | レベル1 (維持すべき レベル) | _ | | レベル3 (対策を強化 すべきレベル) レベル4 (避けたい レベル) にん延 以上等 気措置 指置相当 | | |
| | 共通事項 | (例)・身体 ・咳エ ・会食 ・食事 ・マス ・オン | □「新しい生活様式」等の実践 (例)・身体的距離(1~2m)の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | | | |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 混雑した場所や感染リスクの高し 外出自粛を呼びかけ | | | | | | |
| 対応方針 | 休業等の 要請 | | | | | 一定の業種 ^{※3} の休業、 営業時間短縮の要請 | | |
| *2 | 会食 | (共通事項に | | 小・時 (ワク | 以下、2時間以内 ^{※4} チン・検査パッケージ等の 緩和 ^{※5}) | D活用 4人以下、2時間以内 **4(ワクチン・検査 パッケージ等の停止 の検討) | | |
| | イベント等 | \ — | D基本的対処方 ドライン等に基 | -1 1 | 「人数」、「収容数」上に 定を検討(ワクチン パッケージ等の活用 緩和 ^{※5}) | ・検査 の設定(ワクチン・検査 | | |
| | 県立学校 | | 市町村毎 | の感染状況等を | を踏まえて判断 ※6 | | | |
| | 県立施設 | | 開館 | | 使用制 | 訓限の検討 | | |
| | 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | | | |

- ※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標(直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等)も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。
- ※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。
- ※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の 適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。
- ※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。
- ※5 「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者に対する全員検査」を活用することにより、制限を緩和するもの
- ※6 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする

4. 自然災害 BCPと新型感染症 BCPの違い

既に南海トラフ地震を想定したBCPは策定しているのに、わざわざ新型感染症のBCPを策定しなければならな いのは、どうしてでしょうか。

自然災害BCPと新型感染症BCPには、下記のような相違点があります。

発生パターンと事業リソースへの影響の違い

内閣府の事業継続ガイドラインでは、2009年の新型インフルエンザ発生後に改訂された第2版において、図表2 のとおり「発生パターン」による違いがあるため、自然災害のBCPとは別に、新型感染症のBCPを策定すべき、と整 理しています。

①発生時点で事業への影 響が最も大きくなり、その 後徐々に回復していく、地 震・風水害などの「自然災 害」

②世界のどこかで発生し、 国内に広がるにつれ、徐々 に影響が大きくなり、パン デミック期に最大となると いう「新型感染症」

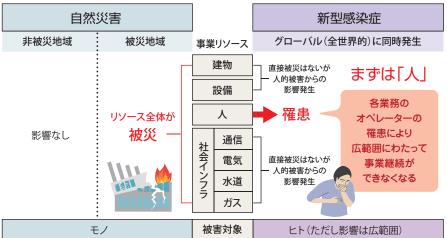
また、自然災害BCPと新 型感染症BCPの違いは、 発生パターンだけではあ りません。業務遂行に必 要な要素のことを「事業リ ソース」といいますが、災 害により影響を受ける事業 リソースは、自然災害と新 型感染症で、図表3のよう な違いがあります。

▶図表 2 発生パターンの違い

自然災害 発生 事業中断 (損失)



▶図表3 事業リソースへの影響の違い



時間

| モノ | 被害対象 | ヒト(ただし影響は広範囲) |
|--------------------|------|-----------------|
| 局地限定的 | 被災地域 | 全国、全世界 |
| 被災直後がピーク、その後、徐々に回復 | 回復過程 | 発生後、徐々に拡大 |
| 非被災地からの応援が可能 | 応援 | 他地域からの応援は期待できない |

検討項目の違い

このように「発生パター ン」と「事業リソースへの 影響」の違いから、BCPの 検討項目にも、図表4のよ うな違いがあります。

▶図表4 BCP 検討項目の違い

| | 自然災害 | 新型感染症 |
|-----------------------|-------------------------|------------------------------|
| 重要業務の選定 | 社会的責任・経営インパクト | 社会的責任・経営インパクト |
| 目標の設定 | 目標復旧時間を設定 | 発生段階別の業務目標レベルを設定 |
| 対策の検討 (目標とのギャップ分析) | 早く再開・復旧する ための方法や代替戦略 | 感染リスクを回避・低減する 業務遂行方法や代替戦略 |

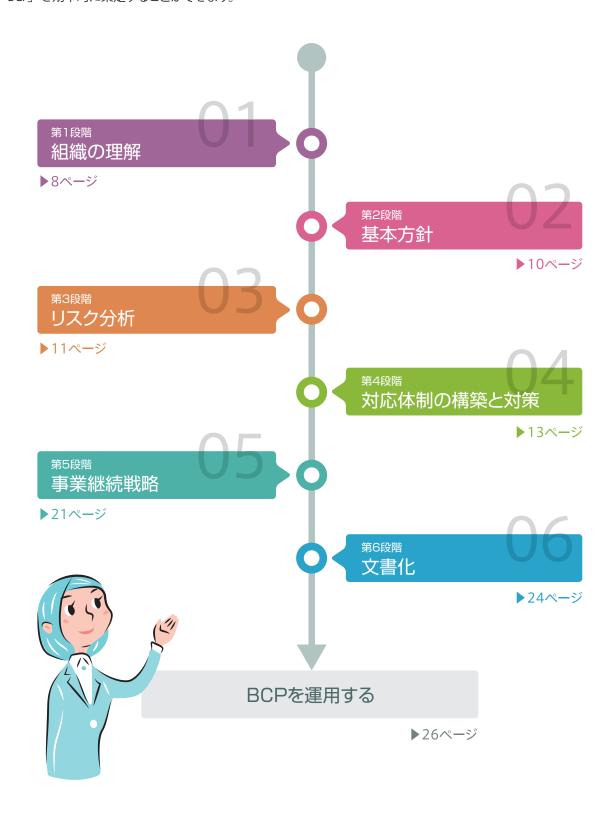
第Ⅱ部 策定編

BCPの策定手順

新型感染症 BCP を策定する際の流れは、大まかに以下のような段階を経るのが一般的です。

本書では、BCP 文書策定までの流れを 6 段階に分けて解説していきます。

この策定手順に則って検討し、あわせて「新型感染症 BCP(ひな形)」を使用することで、自社の「新型感染症 BCP」を効率的に策定することができます。

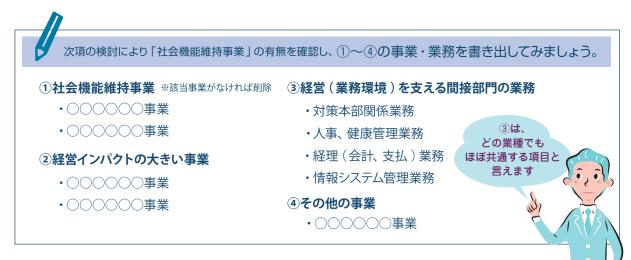


第1段階 組織の理解

感染拡大期であっても、継続が求められる社会機能維持事業の有無を確認し、重要業務を検討する方法を解 説します。

重要事業・業務の検討 - 継続する業務と縮小・休止する業務

- ●自然災害のBCPと同様に、企業の使命(社会的責任)や重要顧客との関係などにより、「継続する業務」と「縮小・ 休止する業務」を自ら決めておく必要があります。
- ●新型感染症のBCPにおいては、緊急事態宣言発令後は「不要不急の外出は控える」などの必要があるため、これ をより一層厳密に決めておく必要があります。
- ●新型感染症BCPの検討にあたっては、①社会機能維持事業(次ページ「社会機能維持事業者とは」を参照)、 ②経営インパクトの大きい事業(重要顧客向け事業、収益の大半を占める事業など)、③経営(業務環境)を 支える間接部門の業務、④その他(縮小・休止する業務)、に分けて考えると計画が立てやすくなります。



産業界の中での自社のポジションの再確認

- ●自社の事業の位置づけを再確認してみることが必要です。
- ●次ページの「社会機能維持事業者とは」を参照し、社会機能維持事業に該当するかを確認します。
- ●図表 5 に示すようにサプライチェーン※中の自社のポジションが、一次サプライヤー以降となる場合は、発注 者側の当該業務を継続する意向の有無を確認する必要があります。
 - ※製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと
- ●「継続する事業」「縮小・休止する事業」を決めた理由を、社員に説明できるようにしておく必要があります。 (業務命令の正当性)

▶図表 5 産業界の中での自社のポジションの再確認

| サプライチェーン | 社会機能維持事業 | | | | その他の事業・業務 低 高 | | | | | |
|---|----------|-----------------|-----------|------|------------------|-----|-----------|-----------|-----|-----|
| リ プライデエーン | 医療 | インフラ (電気・・・) | 交通 運輸 | 食料供給 | ••• | ••• | 決定 | ••• | ••• | ••• |
| 発注者 (自社で決定) | | | 確認 | | | | 自社 B事業 | | | |
| 一次サプライヤー (発注者に確認) | | | 自社 A事業 | | | | | 確認 | | |
| 二次サプライヤー (一次に確認) | | | | | | | | 自社 C事業 | | |
| 三次サプライヤー (二次に確認) | | | | | | | | | | |

3 事業概要 一顧客・製品マトリックス

自社の事業が「社会的機能維持事業」に該当するかどうかを確認するため、図表6事業概要(顧客・製品マトリックス)に記入してみましょう。下図「社会機能維持事業者とは」を参考に、顧客、製品、それぞれを分類して、記載して下さい。図表6の黄色の領域が「社会機能維持事業」に該当する事業です。

▶図表 6 事業概要(顧客・製品マトリックス)

| 製品名 | | 社会機能維持関係製品 | その他 | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------------------|--|
| 顧客名 | | ○○(製品/商品/サービスの名称) | □□(製品/商品/サービスの名称) | |
| 社会機能維持事業者 | 会機能維持事業者 A社 B社 A社向け○○ | | B社向け□□ | |
| その他 P社 Q社 -般消費者 | | なし | P社向け□□ Q社向け□□ 一般消費者向け□□ | |

- 黄色の領域が「社会機能維持事業」に該当

社会機能維持事業者とは 一「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (特措法)第28条」より抜粋

●医療の提供の業務に従事する者

- ■新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション、 救急救命センター、災害拠点病院等、重大・緊急医療型の医療機関
- ●国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う

事業者の業務に従事する者

- ■社会保険・社会福祉・介護事業
- ■医薬品・化粧品等卸売業
- ■医薬品製造業
- ■医療機器修理・販売・貸与業
- ■医療機器製造販売業
- ■ガス業
- ■銀行業
- ■空港管理業
- ■空港運輸業
- ■水運業
- ■通信業
- ■鉄道業
- ■電気業
- ■道路貨物運送業
- ■道路旅客運送業
- ■放送業
- ■郵便業
- ■新聞業
- ■河川管理・用水供給業
- ■工業用水道業

- ■下水道業
- ■上水道業
- ■金融証券決済事業
- ■石油卸売業
- ■石油精製業
- ■熱供給業
- ■飲食料品小売業
- ■各種商品小売業(百貨店・総合スーパー)
- ■食料品製造業
- ■飲食料品卸販売業
- ■燃料事業者

(LPガス・ガソリンスタンド)

- ■火葬・墓地管理業
- ■冠婚葬祭業
- ■ドラッグストア
- ■産業廃棄物処理業







●新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員および地方公務員

第2段階 基本方針

人命を第一に考え、感染拡大期にあっても優先して継続する事業を明記する考え方を解説します。

事業継続の目的および基本方針を明確化する

●目的

事業継続に取組む目的を明確にします。

(例)人類にとって未知の感染症(以下、「新型感染症」という)が新たに発生し、政府および高知県等の行政 機関が要請する感染拡大防止対策の実施により社会経済活動が制限され、当社の事業活動にも大きな 影響を受ける事態が発生した場合においても、事業を継続していくための方針、体制、手順等を定めるこ とを目的とする。

●基本方針

継続しなければならない事業、優先順位、行動指針などを明確にします。

- (例)① 役員、従業員および来訪者等の生命および安 全の確保を最優先する。
 - ② 社会機能維持に該当する〇〇〇〇事業につい ては、可能な限りの安全配慮措置を講じたうえ で、通常通りの業務レベルを維持し継続する。 (←社会機能維持事業がない場合は、削除)
 - ③ (経営インパクトの大きい)○○○○事業につい ては、感染拡大防止措置を講じたうえで、可能 な限り業務を継続する。
 - ④ 業務継続対象部門の業務環境を支える間接部 門(総務、人事、情報システム、経理等)につい ては、感染拡大防止措置を講じたうえで、必要 な範囲で業務を継続する。





基本方針について記入してみましょう。

製造業の記入例

- ①社員(役員、従業員、派遣社員・パート等)及 び来訪者等の人命を守る。
- ②(社会的機能に係る)○○○製品の製造販売 事業の維持・継続を図る。
- ③ (重要顧客A社向けOEM) ○○○製品の製造 販売事業の維持・継続を図る。
- ④ (経営インパクトの大きい)○○○製品の製造 販売事業の維持・継続を図る。
- ⑤可能な限り地域社会の復旧・復興に貢献する。

卸小売業の記入例

- ①社員(役員、従業員、派遣社員・パート等)及 び来訪者等の人命を守る。
- ②可能な限り店舗営業を維持し、水・食料など 生活必需品の販売事業の維持・継続を図る。
- ③ (経営インパクトの大きい) ○○○商品の販売 事業の維持・継続を図る。
- ④可能な限り地域社会の復旧・復興に貢献する。

第3段階 リスク分析

個々の企業における「事業中断リスク」の検討の進め方を解説します。

検討すべき4つのテーマ

新型感染症のパンデミックにより想定される「事業中断リスク」は、以下の4つにまとめられます。自社の場 合、どの事業や業務が該当するか検討し、次ページの表に書き出してください。

① 3密防止による生産性低下

企業内における感染拡大防止対策により、従業員の 安全を図るため、3密(密集、密接、密閉)となりやす い職場では、最低1m、可能ならば2mの間隔をあけるよ う職場環境を見直す必要があります。在宅勤務、交替 制、配置する要員の削減などにより、業種によっては大 きく生産性が低下することがあります。



② 欠勤者の増加(出社できない社員が相次ぐリスク)

社内で感染者が発生した場合は、保健所の指示のもと で対応することになりますが、社員が感染した場合、社 員が濃厚接触者となった場合、学校・保育園等が休校・ 休園となった場合等により、出社できない社員が相次ぎ、 要員不足となり、事業の継続に支障をきたす可能性があ ります。

また、保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合 は、消毒のために事業所を閉鎖し一時的に事業を中断せ ざるを得なくなります。



③ サプライチェーン問題

産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは 高度化・複雑化しており、新型感染症発生による海外の 都市封鎖等により、部品の調達が停止する事態が発生す る可能性があります。



4 需要の減少

各国政府は、人が移動することが感染を拡大させるた め、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や 移動を制限します。また、人が密集する環境を避けるた め、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の使 用を制限します。これらにより、経済活動は停滞し、影響 を受けやすい製品・サービスの需要が減少します。





3密 となりやすい場所・時間帯 を具体的に記入してみましょう。

製造業

「3密となりやすい場所・時間帯」はオフィスであ ればどの執務室か、工場であればどのラインのど の工程か具体的に記入してください。

(例)

| 主管部門 | 3密となりやすい | | | | |
|------|----------------|------|--|--|--|
| 工品的】 | 場所 | 時間帯 | | | |
| 総務部 | 事業所入口 | 通勤時間 | | | |
| 製造部 | A工場1階〇〇工程フロア | 勤務時間 | | | |
| 製造部 | A工場 2 階△△工程フロア | 勤務時間 | | | |
| 資材部 | 本社1階 業者対応ブース | 午前中 | | | |
| 総務部 | 社内会議室(各階) | 勤務時間 | | | |

卸小売業

「3密となりやすい場所・時間帯」は本社であれば執務室や業者 対応スペース、店舗であれば入り口やレジ周り、または休憩スペー スなどが想定され、実態に合わせて具体的に記入してください。 (例)

| 主管部門 | 3密となりやすい | | | | | |
|--------|---------------|-----------|--|--|--|--|
| 于足动门 | 場所 | 時間帯 | | | | |
| 店舗 | 店舗前入口 | 開店時間前 | | | | |
| 店舗 | レジ周り | 昼前、夕方の混雑時 | | | | |
| 化粧品売場 | 化粧品のカウンセリング販売 | 営業時間中 | | | | |
| 娯楽コーナー | アミューズメント施設 | 夕方の混雑時 | | | | |
| 商品仕入部 | 本社1階 業者対応ブース | 午前中 | | | | |
| 総務部 | 社内会議室(各階) | 勤務時間 | | | | |

欠勤者の増加 により要員不足となった場合でも継続する事業・業務について、具体的に記入してみましょう。

製造業、卸小売業とも、感染拡大期に、出社できない社員が相次いだ場合にも継続する事業・業務、 ということになります。これは、「第一段階 1. 重要事業・業務の検討」の結果の、①社会機能維持事 業、②経営インパクトの大きい事業、③経営(業務環境)を支える間接部門の業務、のとおりとなります。

サプライチェーン問題(既定の調達先からの供給停止)を具体的に記入してみましょう。

製造業

海外からの輸入に依存している商品・原材料など がある場合は、当該国がロックダウンしてしまうと 供給がストップしてしまうことがあります。このよう な「供給停止の可能性のある部品」について、生 産拠点、調達先を確認して記入してください。 (例)

| 顧客/製品 | 生産拠点 | 調達先 |
|-----------|----------|------------|
| B社向け□□ | 国内〇〇県〇〇市 | 国内および海外△△国 |
| P社向け□□ | 海外△△国○○州 | 国内および海外△△国 |
| 一般消費者向け□□ | 海外△△国○○州 | 国内および海外△△国 |

卸小売業

海外からの輸入に依存しているペットボトル・飲料や 特殊な食材などがある場合は、当該国がロックダウンし てしまうと供給がストップしてしまうことがあります。こ のような「供給停止の可能性のある商品」について、 物流倉庫、商品仕入先を確認して記入してください。 (例)

| 商品 | 物流倉庫 | 商品仕入先 | |
|---------|----------|-------------|--|
| 生鮮食料品 | 国内〇〇県〇〇市 | 〇〇県内生産者 | |
| 惣菜 | なし | 地元の食品会社(工場) | |
| インテリア用品 | 国内〇〇県〇〇市 | 海外〇〇国 | |

需要の減少の可能性のある事業について、考えられる要因を具体的に記入してみましょう。

感染拡大期には、政府・自治体等が不要不急の移動を制限したり、3密となりやすい施設の使用を制限 したりします。これらによって需要が大きく減少することがあります。そのような影響を受ける「需要の 減少の可能性のある事業」について、具体的に記入します。

製造業(例)

事業 考えられる要因 P社向け□□ 自動車業界の業績不振

卸小売業(例)

| 事業 | 考えられる要因 |
|--------|------------------|
| 店頭販売事業 | 外出自粛要請に伴う来店者数の減少 |

第4段階 対応体制の構築と対策

海外・国内のどこかで新型感染症が発生した場合、速やかに社内での対応体制を構築する必要があります。 また、基本的な感染防止対策を決定し、社内に周知する必要があります。感染防止対策は、政府や高知県に よる基本方針や、業界団体などの各種ガイドラインを引用し、各社の職場環境に応じた感染拡大防止措置を計 画することが必要です。

対応体制の構築

●対策本部の設置基準(例)

- ✓ (グローバル企業) WHOが公衆衛生上の緊急事態宣言を行ったとき。
- ✓ (国内企業)政府が指定感染症の指定をしたとき。
- ✓ (県内企業)政府が対策本部を設置したとき。
- ●対策本部の設置場所(例)
- ✓会議室、またはWEB会議。
- ●対策本部の組織と役割(例)
- √ 社長、危機管理担当役員、各部門責任者。
- ✓ 事務局は、危機管理担当部門。
- ✓ 産業医にアドバイザー等で参加していただく。
- ✓ 長期戦になるため、通常組織のままで対応することを推奨(自然災害BCPでの○○班ではなく)。

▶図表7 対策本部の組織と役割(製造業) 例

| 対策本部メンバー | 対応者 | 役割 |
|----------|-------------------|----------------------------|
| 本部長 | 社長 | 対策本部の統括・意思決定 |
| 副本部長 | 危機管理担当役員 | 本部長の補佐・情報とりまとめ |
| 事務局 | 総務部長 | 対策本部会議の開催・決定事項の社内周知 |
| メンバー | 人事担当役員(または人事部長) | 感染拡大防止対策·社員健康管理、感染者対応 |
| メンバー | 製造部門担当役員(または製造部長) | 職場の感染拡大防止対策・製造事業の事業継続統括 |
| メンバー | ○○工場長 | ○○工場の感染拡大防止対策・製造事業の事業継続の措置 |
| メンバー | ○○工場長(複数の工場がある場合) | ○○工場の感染拡大防止対策・製造事業の事業継続の措置 |
| メンバー | 情報システム部長 | 職場の感染拡大防止対策・情報システムの維持 |
| アドバイザー | 産業医(選任のある場合) | 労働安全衛生関係法令を踏まえた対応に関するアドバイス |

●小規模事業者の場合 (従業員20名以下) 例

| 対策本部メンバー | 対応者 |
|----------|-------|
| 本部長 | 社長 |
| 事務局 | 総務部長 |
| メンバー | 人事部長 |
| メンバー | 製造部長 |
| メンバー | ○○工場長 |

▶図表8 対策本部の組織と役割(卸小売業) 例

| 対策本部メンバー | 対応者 | 役割 | |
|----------|----------------|--|--|
| 本部長 | 社長 | 対策本部の統括・意思決定 | |
| 副本部長 | 危機管理担当役員 | 本部長の補佐・情報とりまとめ | |
| 事務局 | 総務部長 | 対策本部会議の開催・決定事項の社内周知 | |
| メンバー | 人事担当役員(人事部長) | 感染拡大防止対策•社員健康管理、感染者対応 | |
| メンバー | 商品仕入部門担当役員 | 職場の感染拡大防止対策・商品仕入事業の事業継続統 | |
| メンバー | 店舗管理部門担当役員 | 各店舗の感染拡大防止対策・各店舗への各種支援 要員、商品等店舗間調整の統括 | |
| メンバー | ○○店長(複数店舗ある場合) | 店舗の感染拡大防止対策・店舗事業の事業継続の措置 | |
| メンバー | 情報システム部長 | 職場の感染拡大防止対策・情報システムの維持 | |
| アドバイザー | 産業医(選任のある場合) | 労働安全衛生関係法令を踏まえた対応に関するアドバイス | |

●小規模事業者の場合 (従業員20名以下) 例

| 対策本部メンバー | 対応者 |
|----------|--------|
| 本部長 | 社長 |
| 事務局 | 総務部長 |
| メンバー | 人事部長 |
| メンバー | 商品仕入部長 |
| メンバー | 店舗管理部長 |

感染防止対策に関する政府の基本方針

政府は、国民が守るべき基本的な感染防止対策に関する各種方針やポイント、ガイドラインなどを公表してい ます。最低限の対応ですので、社員にも周知徹底が必要です。

令和2年5月25日緊急事態宣言解除時の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針【令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)】

- ①「新しい生活様式」の定着等を前提として、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ②事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促す。
- ③感染の拡大を継続的に監視し、拡大に備えた医療体制の維持、検査機能の強化、 保健所の体制強化、クラスター対策の強化に取り組む。
- ④的確な感染防止対策及び経済・雇用対策により両立を図る。
- ⑤感染の拡大が認められた場合には、速やかに対策等を講じる。

BCPは、 業種ガイドラインに沿って 策定することが 求められています!

▶参考 人との接触を8割減らす10のポイント 出典: 令和2年4月22日新型コロナウイルス感染症専門家会議資料

- 1. ビデオ通話でオンライン帰省
- 2. スーパーは1人または**少人数ですいている時間に** 7. 筋トレやヨガは**自宅で動画を活用**
- 3. ジョギングは**少人数で** 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 4. 待てる買い物は**通販**で
- 5. 飲み会はオンラインで

- 6. 診療は遠隔診療
- 8. 飲食は持ち帰り、宅配も
- 9. 仕事は在宅勤務
- 10. 会話は**マスク**をつけて
- ※その他、各種政府公表資料を参照のこと。→P28 参考資料一覧

一人ひとりの基本的感染防止対策

感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m)空ける。
- ●会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

②マスクの着用

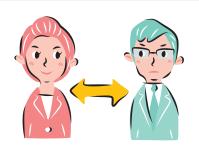
●外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分 とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。 ※ただし、夏場は熱中症に充分注意する。

③手洗い

- ●家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、 できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ●手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

日常生活を営む上での基本的生活様式(「新しい生活様式の実践例」より)

- ●まめに手洗い・手指消毒。
- ●咳エチケットの徹底。
- ●こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)。
- 身体的距離の確保。
- ●3密の回避(密集、密接、密閉)。
- ●一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行。
- ●毎朝の体温測定、健康チェック。 発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。







企業における感染拡大防止策

各企業においては、業界団体が公表している「業種別ガイドライン」に基づいて、社内における感染防止策が 必要となります。

業界団体が各種ガイドラインを公表しています。

- ■【全体まとめ】内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
- オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2021年10月15日) 一般社団法人 日本経済団体連合会

https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/094_guideline1.html

●製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(2021年10月15日) 一般社団法人 日本経済団体連合会

https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/094_guideline2.html

● 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン 一般社団法人全国スーパーマーケット協会ほか

http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/542_1.pdf

社内における感染拡大防止策【オフィス共通の対策】 オフィスにおける新空コロアワイル人際米アドのメリス ガイドライン(一般社団法人 日本経済団体連合会)より

1健康確保

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症 状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨 励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅 させ、自宅待機とする。
- 発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態 を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針※など を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指 示する。
 - ※日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のため の新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(第5版)など (https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona05.pdf)
- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者 についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱 いとする。



②通勤

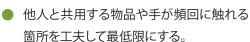
- テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差 通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に 分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関 の混雑緩和を図る。
- 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況 を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ、これを承認することが考えられる。

社内における感染拡大防止策【オフィス共通の対策】

③勤務

- 飛沫感染防止のため、人と人との間に一定の距離を保てるよう、仕切りのない対面の人員・座席配 置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど、工夫する。仕切りがなく対面する場合 には、顔の正面からできる限り2mを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。 このために必要となる水道 設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、常時マスク着用に努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場 合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
- 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合は、1時間に2回以上、窓を開け換 気する (寒冷期はこまめに)。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気の効 果を確認するうえでCO。モニター等を活用する方法もある。
- オフィス内の湿度については、事務所衛 生基準規則等に基づき、空調設備や加湿 器を適切に使用することにより、相対湿 度40%~70%になるよう努める。寒冷期 は適度な保湿が感染拡大防止に有効であ ると考えられていることに配慮する。





- 人と人が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場 所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混 みに近づかないようにする。
- 出張については、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に 注意する。
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを 記録に残す。
- 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- 株主総会については、事前の議決権行使を促すことなどによ り、来場者のない形での開催も検討する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。ま た、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距 離や対面に座らないように工夫する。
- 対面の社外の会議やイベントなどについては、感染防止対策 などを確認したうえで、最小人数とし、マスクを着用する。
- 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検 討する。
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインな どを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整 備などに配慮する。









社内における感染拡大防止策【オフィス共通の対策】

4休憩・休息スペース

- 共有する物品(テーブル、椅子など)は、定期的に消 毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2m を目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時 に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や 休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や 常時換気を行うなど、3つの密(密集、密接、密閉)を 防ぐことを徹底する。
- 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間 引くなどにより、できる限り2mを目安に距離を確保す るよう努める。施設の制約などにより、これが困難な 場合も、対面で座らないように配慮する。





(5)トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高いときは清掃も1日複数 回行うなど、清潔に保つ。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用 タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃 等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定 期的に清掃されていることを確認する。



⑥設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ 箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、 頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場 合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う 従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底す る。
 - ※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、 当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。



社内における感染拡大防止策【商工業者に特有の対策】

- ①製造現場 製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (一般社団法人 日本経済団体連合会)より
 - 生産設備の制御パネル、レバーなど、作業中に従業員が触る箇所について、作業者が交代するタイ ミングを含め、定期的に消毒を行う。設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋な どを装着して作業にあたる。
 - 工具などのうち、個々の従業員が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有す。 る工具については、定期的に消毒を行う。
 - 一般向けの施設見学や取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、 当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。

②店舗 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン (一般社団法人全国スーパーマーケット協会ほか)より

- 身体的距離の確保
 - 掲示・アナウンスを実施する。
 - レジ前や入店前など、列の床に目印を付す。
- 清掃・消毒
 - 消毒設備を入口及び施設内に設置する。
 - 買物カゴ・カートのハンドル部分、扉の取っ手など、手を触れることが多い箇所・機材等の消毒を行う。
 - トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流す、ハンドドライヤー・共通のタオルは使用しない。
 - ゴミの廃棄は、ビニール袋等に入れて密閉して縛る。
- 接触感染・飛沫感染の防止
 - レジ前に、透明間仕切り等を設置する。
 - コイントレーでの現金受渡、キャッシュレス決済の利用促進を図る。
- 換気の徹底
 - 換気設備を適切に運転・管理し、窓やドアを定期的に 開放する。
 - 喫煙室の利用を制限する。
- 商品陳列等
 - 惣菜・ベーカリー等は、パック・袋詰め販売へと変更する。
 - 試食販売を自粛する。
- 店舗内混雑の緩和
 - ■混雑につながるような販売促進策を自粛する。
 - 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛ける。
 - ◆ネットスーパー、移動販売等の利用促進を図る。
- 店舗内施設の利用等
 - 「3つの密」を避けるため、イートインスペースや休憩 スペースやフードコート等を閉鎖する。
- 店舗入店時の顧客に対する依頼
 - 発熱の有無を確認するため、来店前の検温を呼びかける。
 - 入店時の検温への協力を依頼する。
 - 発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
 - 入店時のマスクの着用や必要に応じ、手指の消毒などの実施を依頼する。





社内で感染者又は濃厚接触者が判明した場合の対応

事業所内で感染者や濃厚接触者が判明した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則です。※

※令和3年8月現在の高知県における新型コロナウイルス感染症への対応です。異なる感染症や新たな変異株、また 感染拡大等の状況によって対応が異なることがあります。

① 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認して おくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておきます。
- 保健所の調査に協力し、接触者に関する情報(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等)をリストにま とめるなどして整理し、保健所に提供します。

② 濃厚接触者の健康観察

- 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日 から14日間の自宅待機(不要不急の外出自粛)と健康観察 が求められます。
- 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃 厚接触者が居住する保健所が実施しますが、職場としても 感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症 状等の有無について健康観察を実施し、記録します。

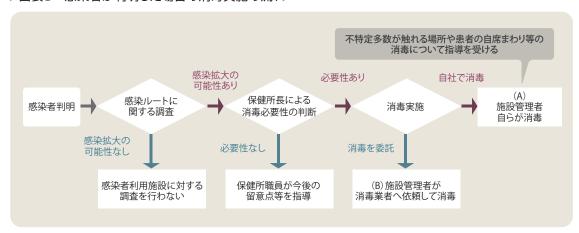


健康観察の方法

- (A) 発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
- (B) 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。
- (C)保健所の求めに応じて、事業所から管轄の保健所に連絡する。
 - ※発熱等体調不良の場合は、保健所に連絡する。

③ 消毒の実施

- 感染者が判明し、保健所により感染拡大の可能性ありと判断された場合、感染者利用施設に対して調査 が実施されます。事業者は、
 - (A) 施設管理者自らが消毒 もしくは (B) 施設管理者が消毒業者へ依頼して消毒のどちらかを実施する 必要があります。
 - ▶図表9 感染者が判明した場合の消毒実施の流れ



④ 対外的な連絡・広報

- 社内で感染者が判明した場合、対外的に公表すべきかどうか、以下の点を考慮し、その必要性をケース バイケースで判断します。
 - ・感染拡大防止(濃厚接触者が特定できない場合など)
 - ・社会情勢(社会・地域における感染状況等)
 - ・事業、業務の特性

例えば、「重要な事業の縮小で地域経済に大きな影響を与える場合 | や「社会インフラの利用を介して 感染拡大の可能性がある場合」等は公表の必要性が高いと言えます。

公表することとした場合でも、感染者個人の名前や職場、住所などが特定されないよう十分に配慮 し、特定につながる可能性のある情報は開示しないようにする必要があります。

(社内公表に係る留意点)

感染者やその家族に対し、誹謗中傷したり、差別 的発言をしたりしないよう従業員に徹底する。

(社外公表に係る留意点)

保健所に事前に相談する。

公表しなかった場合は「隠蔽している」などの非 難を受ける可能性があることに留意してください。

対外的な広報手段については、HP掲載、店頭・窓 口での掲示を基本とします。さらに社会的に影響が 大きい場合は「プレスリリース」を検討してください。



⑤療養後の陰性証明等について

● 療養後、就業制限解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に陰性証明等を提出する 必要はありません。

複合災害発生時の留意点

新型感染症まん延下で南海トラフ地震が発生する等、複数の災害がほぼ同時に発生することを「複合災害」と 言います。

複合災害が発生した場合は、感染症の感染予防、拡大防止策を実施しながら、並行して、物理的な現場の復旧・ 手配や、重要事業の事業継続対応をしていかなければなりません。

従って、既存の自然災害対応のBCPに則りつつ、感染予防・拡大防止の観点から、追加で以下の点に留意しなが ら対応を進めていく必要があります。

現場対応できる人員の不足への対応

社内での感染者や濃厚接触者の判明、在宅勤務、生産調整等によって、出勤人数が通常よりも減っていること が想定されます。複合災害が発生したときの初動対応は、少ない人数で最低限の対応(被害状況の把握や応急 措置等)を行えるよう計画し、設備の修理等の業者手配等はリモートで行えるよう、通信手段等を準備しておく 必要があります。

3密の回避

感染予防・感染拡大防止のため、対策本部をリモートで運営することが推奨されます。また、集合する場合で も、3密を回避する等の感染予防策を徹底する必要があります。

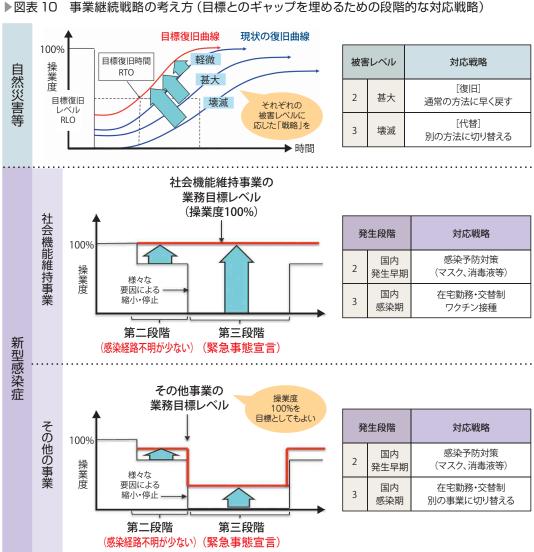
第5段階 事業継続戦略

事業中断リスクが顕在化した場合には、通常の実施方法で業務を行うことができなくなります。 このような場 合に、重要業務を一定の目標以内に再開・復旧させるための企業としての対応方針のことを、事業継続戦略とい います。被害の程度によって、簡単な対策でいい場合もあれば、別の業務遂行方法に変えたり、別の場所・組織 で代替するなど、大きな変更を必要とする戦略が必要な場合もあります。

発生段階別の目標業務レベルを定める

新型感染症BCPの場合は、自然災害のBCPと異なり、発生した時間という概念がないため、目標は「時間」で はなく、「業務遂行レベル(100%、80%、50%・・等)」となります。新型感染症の感染拡大に応じて、政府の対 応(規制)が段階的に強固になりますが、企業においては、この発生段階別の規制強化に対して、事業継続戦略 が変わってくることになります。

社会機能維持事業は、緊急事態宣言発令後の第三段階(国内感染期)であっても、業務遂行レベルは、通常 通り (操業度100%)を求められます。その他の事業 (=社会機能維持事業ではない事業)は、「経営インパクト の大きい事業」と「その他の事業」に分かれますが、それぞれ重要度に応じて、業務目標レベルを定め、段階的 に対応戦略を計画することになります。(24ページの図表14「発生段階別基本方針(例)」を参照)



事業中断リスクの3つのテーマに沿った事業継続戦略

▶ 作業空間の 3密 を避けるための対応戦略

「第3段階 リスク分析」で検討した「3密となりやすい場所・時間」の「リスク回避戦略」と「リスク低減 戦略」を検討します。

製造業

「リスク回避戦略」はテレワークの実施や会議室の椅 子の間引きなど、リスクそのものをなくすための戦略 が該当します。「リスク低減戦略」では、マスク着用 やアルコール消毒徹底、飛沫感染防止シート設置等 のリスクを少なくするための措置を検討します。

▶図表 11-1 「3密問題」への対応戦略 製造業(例)

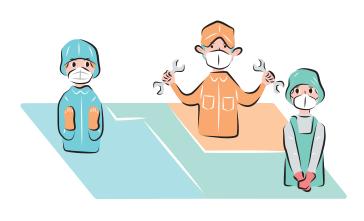
| 3密となりやすい 作業場所 | リスク回避戦略 | リスク低減戦略 | |
|------------------|--|--|--|
| 執務フロアX | 全体を2交替制にして、交互に在宅勤務を 実施する。 | | |
| 執務フロアY | 対策なし。 | 勤務中のマスク着用 を徹底する。 | |
| 会議室 | 2m間隔を確保するため、イスを半分に減らす。 | 入室時のアルコール 消毒、アクリル板の設 置、使用後のテーブル・ ドアノブのアルコール 消毒を徹底する。 | |
| A工場○○工程 | 対策なし。 | 勤務中のマスク着用 を徹底する。 | |
| B工場△△工程 | 2m間隔を確保するため、人員を半分に減らし、生産量を半分にする。 | 勤務中のマスク着用 を徹底する。 | |
| B工場□□工程 | 2m間隔を確保するため、人員を半分に減らし、1ラインでの生産量を半分にするが、重要度の低い××製品の生産を止め、そのラインを使用して必要な生産量を確保する。 | 勤務中のマスク着用 を徹底する。 | |

卸小売業

「リスク回避戦略」はテレワークの実施や椅子の間引 き、列の間をあけるため床に線を引くなど、リスクそ のものをなくすための戦略が該当します。「リスク低 減戦略」では、マスク着用やアルコール消毒徹底、飛 沫感染防止シート設置等の感染リスクを少なくするた めの措置を検討します。

▶図表 11-2 「3密問題」への対応戦略 卸小売業(例)

| , <u> </u> | | | |
|-------------------|------------------------------------|--|--|
| 3密となりやすい 作業場所 | リスク回避戦略 | リスク低減戦略 | |
| 執務フロアX | 全体を2交替制にして、交互に在宅勤務を 実施する。 | | |
| 執務フロアY | 対策なし。 | 勤務中のマスク着用 を徹底する。 | |
| 店舗前入口 | 列に間隔を開けるよう 地面に目印をつける。 | サーモセンサー (検 温)、アルコール消毒 を設置する。 | |
| レジ周り | アクリル板の設置、 間隔をあけるよう床 に目印をつける。 | 定期的な消毒を実施する。 | |
| 化粧品の カウンセリング販売 | カウンセリング販売を 停止する。 | フェイスシールドを着 用する。 | |
| アミューズメント 施設 | 施設利用を禁止(休業)する。 | 入場者数を制限する。 | |
| 本社1階 業者対応ブース | 2m間隔を確保する ため、イスを半分に 減らす。 | アルコール消毒、アクリ ル板の設置、アルコー ル消毒を徹底する。 | |





▶ 欠勤者の増加 (出社できない社員が相次ぐリスク)への対応戦略

「第3段階 リスク分析」で検討した「欠勤者が増加して要員不足となった場合」の「対応戦略」を検討します。

製诰業

継続する事業・業務の要員不足を解消する対応方法 として、社内外からの応援や要員補充を検討します。

▶図表 12-1 「欠勤者の増加」への対応戦略 製造業(例)

| 重要業務 | 社内からの応援 | 社外からの要員補充 | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--|
| 社会機能維持事業/経 営インパクトの大きい 事業の業務 | 休止・縮小する「その 他の事業」の要員によ る応援 | 製造請負または退職 者などの受入れ | |
| 経営(業務環境)を支え る間接業務 | 他の間接部門からの 応援 | 臨時・派遣社員または 退職者などの受入れ | |

卸小売業

継続する事業・業務の要員不足を解消する対応方法 として、社内外からの応援や要員補充を検討します。

▶図表 12-2 「欠勤者の増加」への対応戦略 卸小売業(例)

| 重要業務 | 社内からの応援 | 社外からの要員補充 | |
|-------------|------------|------------|--|
| 社会機能維持事業/経 | 休止・縮小する「その | 臨時・派遣社員また | |
| 営インパクトの大きい | 他の事業」の要員によ | は退職者などの受入 | |
| 事業の業務 | る応援 | れ | |
| 経営(業務環境)を支え | 他の間接部門からの | 臨時・派遣社員または | |
| る間接業務 | 応援 | 退職者などの受入れ | |

▶ サプライチェーン問題 (既定の調達先からの供給停止)への対応戦略

「第3段階 リスク分析」で検討した「供給停止の可能性のある部品・商品」の「対応戦略」を検討します。

製诰業

部品の供給停止に対する対応方法として、「保有在 庫での対応」、「代替調達先の確保による対応」の可 否、要否、実施方法等を検討します。

▶図表 13-1 「サプライチェーン問題」への対応戦略 製造業(例)

| 供給停止の可能性 のある部品 | 保有在庫での 対応 | 代替調達先の 確保による対応 |
|------------------------------|----------------------------------|---|
| ○○製品の部品X(海 外○○国からの輸入) | 不可 | 代替部品X2を別の業者 から調達して対応する。 |
| ○○製品の部品Y (海外○○国からの 輸入) | 不可 | 1社に依存する部品の ため、代替先を確保す ることは困難。類似の別 の部品を調整して代替 できないか検討する。 |
| △△製品の部品P (海外○○国からの 輸入) | 十分な流通在庫量が あるため、1ヶ月程度 は凌げる。 | 不要 |

卸小売業

商品の供給停止に対する対応方法として、「保有在 庫での対応」、「代替仕入先の確保による対応」の可 否、要否、実施方法等を検討します。

▶図表 13-2 「サプライチェーン問題」への対応戦略 卸小売業(例)

| 供給停止の可能性のある商品 | 保有在庫での 対応 | 代替仕入先の 確保による対応 | |
|------------------------------------|--------------|----------------------------|--|
| 惣菜(食品工場に感 染者が発生し消毒の ため閉鎖の場合) | 不可 | 別の惣菜屋さんへ依頼(普段から二重購買が必要)する。 | |
| インテリア用品 | 在庫量を積み増す。 | _ | |

▶需要の減少への対応戦略

「第3段階 リスク分析」で検討した「需要の減少の可能性のある事業」への「対応戦略」を検討します。

製造業

需要の減少の可能性のある製品に対する対策として、 「余剰となる生産設備を活かした新しい製品の製 造」、「余剰となる人員でできる製品・サービスの供 給」について戦略的な対応方法を検討します。

▶図表 14-1 「需要減少」への対応戦略 製造業(例)

| 需要の減少の | 余剰となる生産設備を | 余剰となる人員で |
|----------|-------------|------------|
| 可能性のある | 活かした新しい製品の | できる |
| 製品 | 製造 | 製品・サービスの供給 |
| ○○社向け製品X | 不織布マスクの製造 | インターネット販売 |
| ○○社向け製品Y | フェイスシールドの製造 | 〇〇〇〇事業 |
| △△社向け製品P | ○○の製造 | 〇〇〇〇事業 |

卸小売業

需要の減少の可能性のある商品 (事業)に対する対 策として、「余剰となる売場・フロアを活かした新しい 事業」、「余剰となる人員でできる商品・サービスの 供給」について戦略的な対応方法を検討します。

▶図表 14-2 「需要減少」への対応戦略 卸小売業(例)

| 需要の減少の | 余剰となる | 余剰となる人員で |
|--------|---|------------|
| 可能性のある | 売場・フロアを | できる |
| 事業 | 活かした新しい事業 | 商品・サービスの供給 |
| 店頭販売事業 | フェイスシールドの販売 テイクアウト弁当の販売 YouTubeによる試食デモ販売 ○○の販売 | |

第6段階 文書化

検討結果を文書にまとめます。「新型感染症 BCP (ひな型)) を活用することで、「新型感染症 BCP」を完成 することができます。

発生段階別基本方針:目標業務レベル

発生段階のそれぞれの段階において、社会機能維持事業、経営インパクトの大きい事業、経営を支える間接 部門の業務をどの程度のレベルで継続するか、「第5段階 事業継続戦略」で検討した内容を文書化します。

▶図表 15 発生段階別基本方針(例)

| ₹₩ FЛП比 | 第一段階 | 第二段階 | 第三段階 | 第四段階 |
|---|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------|
| 発生段階 | 海外発生期 | 国内発生早期 | 国内感染期 | 小康期 |
| ① 社会機能維持事業 (常に継続が求められる) | 通常レベルで 継続 | 通常レベルで 継続 | 通常レベルで継続 | 通常レベルで 継続 |
| ② 経営インパクトの大きい 事業 (短期間であれば縮 小・休止もやむをえない) | 通常レベルで 継続 | 通常レベルで継続 | 社会状況により縮小・休止 | 通常レベルで継続 |
| 一③ 経営(業務環境)を支える 間接部門の業務(必要な範 囲で継続) | 通常レベルで 継続 | 通常レベルで継続 | 必要な業務に限定して継続 | 通常レベルで継続 |
| 一④ その他の事業 | 通常レベルで継続 | 通常レベルで継続 | 状況により縮小・休止 (他の重要事業にリソースを提供する場合など) | 通常レベルで継続 |

「第1段階 組織の理解」で検討した重要業務を書き写してください。

- ①社会機能維持事業 ※該当事業がなければ削除
 - · ○ ○ ○ 事業
 - · ○ ○ 事業
- ②経営インパクトの大きい事業
 - · ○ ○ ○ 事業
 - ・○○○○○事業

③経営(業務環境)を支える間接部門の業務

- 対策本部関係業務
- •経理(会計、支払)業務
- •人事、健康管理業務
 - ・情報システム管理業務

4その他の事業

· ○ ○ ○ ○ ○ ○ 事業

部門別対応計画

部門別の対応計画を作成します。

発生段階のそれぞれの段階において、「実施する業 務」「業務遂行方法・安全配慮措置」について、具体的 に検討してください。

1間接部門

- ●間接部門の組織の数だけ表を作成します。
- ●感染拡大期でも実施すべき業務を抽出します。
- ●業務遂行方法・安全配慮措置の欄には、「第5段階 事業継続戦略」で検討した内容を記載します。

▶図表 16 間接部門の対応計画例 [総務部]

| 発生段階 | 実施する業務 | 業務遂行方法 安全配慮措置 |
|---------------------------|---|---|
| 第1段階·海外発生期 第2段階·国内発生早期 | 通常のとおり。 | 全社共通の感染拡大防止対策を実施する。 |
| 第3段階·国内感染期 | 経営(業務環境) を支える業務。 ・対策本部関係 ・総務・庶務 ・○○業務 | 全体を2交替制にして、 交互に在宅勤務を実施 する。 (欠勤者が増加した場合) 社内外からの応援者に より実施する。 |
| 第4段階·小康期 | 通常のとおり。 | 通常のとおり。 |

② 直接部門

- ●直接部門の組織の数だけ表を作成します。
- ●感染拡大期でも実施すべき業務を抽出します。
- ●業務遂行方法・安全配慮措置の欄には、「第5段階 事業継続戦略」で検討した内容を記載します。

▶図表 17-1 直接部門の対応計画例(製造業)

[店舗A]

[製造部(第1工程課)]

| 発生段階 | 実施する業務 | 業務遂行方法•安全配慮措置 |
|---------------------------------------|--|--|
| 第 1 段階 ・海外発生期 第 2 段階 ・国内発生早期 | 通常のとおり。 | 全社共通の感染拡大防止対策を実施する。 |
| 第3段階 •国内感染期 | A社向けX製品の ○○業務 (社会機能維持事 業の製品)。 | 可能な限り人と人との間隔をあけ、換気など感染防止対策を徹底して業務を実施する。(欠勤者が増加した場合)重要度の低い Z 製品の生産を休止し、その要員をA社向けX製品の〇〇業務に再配置して、業務を実施する。 |
| 第4段階 •小康期 | 通常のとおり。 | 通常のとおり。 |

| C/H HIDT CJ | | | | |
|-----------------------------------|--|---|--|--|
| 発生段階 | 実施する業務 | 業務遂行方法•安全配慮措置 | | |
| 第1段階 ・海外発生期 第2段階 ・国内発生早期 | 通常のとおり。 | 全社共通の感染拡大防止対策を実施する。 | | |
| 第3段階 ・国内感染期 | 試食/イートイン コーナーを閉鎖。 テイクアウト弁当 の販売。 | 2m間隔を確保。アクリル板設置。フェイスシールド着用。 (欠勤者が増加した場合) 欠勤増により食料品売り場の要員が不足する場合は、衣料品売場等から要員をシフトして対応する。それでも不足する場合は、退職者や派遣社員を受け入れて対応する。 | | |
| 第4段階 •小康期 | 通常のとおり。 | 通常のとおり。 | | |

▶図表 17-2 直接部門の対応計画例(卸小売業)

事前対策の実施計画

現状の課題を整理して、今後実施していくべき対策の実施計画を作成し、記入してください。

▶図表 18-1 事前対策の実施計画例(製造業)

| NO | 対策項目 | 内容 | 担当部門 | 期限目標 |
|----|-----------------|--|---------|------------|
| 1 | 欠勤者増への対応準備 | Z 製品の要員が、A社向けX製品の業務も実施可能となるよう育成する。 | 製造部 | 2023.3.31 |
| 2 | 在宅勤務実施に向けた環境整備① | 基幹業務のシステムに自宅からのリモートでアクセスできるよう、セキュ リティ対策を実施する。 | 情報システム部 | 2023.3.31 |
| 3 | 在宅勤務実施に向けた環境整備② | 自宅のPCをシンクライアントとして利用できるような仕組みを導入する。 | 情報システム部 | 2023.3.31 |
| 4 | 事業所内の感染防止対策① | 入場時の検温のための体温計を購入する。 | 総務部 | 2022.12.31 |
| 5 | 事業所内の感染防止対策② | アルコール消毒液を追加購入する。 | 総務部 | 2022.12.31 |

▶図表 18-2 事前対策の実施計画例(卸小売業)

| NO | 対策項目 | 内容 | 担当部門 | 期限目標 |
|----|-----------------|--|---------|------------|
| 1 | 欠勤者増への対応準備 | 衣料品売場の要員が、食料品売場の業務も実施可能となるよう育成する。 | 店舗A | 2023.3.31 |
| 2 | 在宅勤務実施に向けた環境整備① | 業務のシステムに自宅からのリモートでアクセスできるよう、セキュリティ対策を実施する。 | 情報システム部 | 2023.3.31 |
| 3 | 在宅勤務実施に向けた環境整備② | 自宅のPCをシンクライアントとして利用できるような仕組みを導入する。 | 情報システム部 | 2023.3.31 |
| 4 | 店舗内の感染防止対策① | 入場時の検温のための体温計を購入する。 | 総務部 | 2022.12.31 |
| 5 | 店舗内の感染防止対策② | アルコール消毒液を追加購入する。 | 総務部 | 2022.12.31 |
| 6 | 新事業 | インターネット販売の企画・準備をする。 | 店舗統括 | 2023.12.31 |
| 7 | 新事業 | YouTubeによる試食販売の企画・準備をする。 | 店舗統括 | 2023.12.31 |

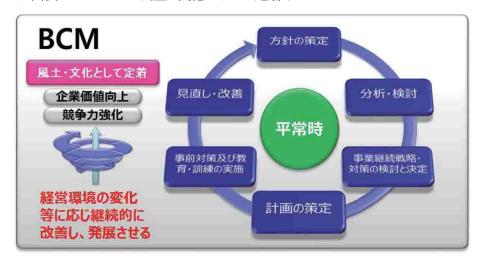
第Ⅲ部 運用編

BCPを運用する

BCPは文書を策定 して終わりではありま せん。

事前準備を着実に 実施したり、教育・訓 練を実施したりして、 BCPの実効性を高め、 必要によりBCPの内 容を見直し改善して いく取組が必要です。 これを事業継続マ ネジメント(BCM)と いいます。

▶図表 18 BCM の風土・文化としての定着イメージ



出典: 内閣府事業継続ガイドライン第3版 解説書

①事前対策の進捗管理

新型感染症BCPの項目として「事前対策の実施計画」を記入いただいております。これは計画時点で認識さ れた「残課題」です。この計画に沿って、着実に実施していくよう、取り組んでください。

そして年に一度は、完了したかどうか、その進捗状況を確認し、必要により項目を増やしたり、期限を見直した りして修正してください。

② 教育·訓練

策定したBCPの内容を、関係者に周知し、実践できるように 訓練を行うことが必要です。

訓練といっても、防災の一環として行う「避難訓練」や休 日・夜間に発生した想定で行う「安否確認訓練」、衛星電話 を購入した後などに行う「通信手段の使用に関する訓練」、情 報システムの復旧訓練、および災害対策本部を対象として行う 「災害時の対応に関するシミュレーション訓練」などがありま す。

年に一度は、最低一つは訓練を行うように計画しましょう。

③ BCPの見直し・改善

教育・訓練の実施を通して、また新たな課題が見えてくるこ とがあります。「事前対策の実施計画」の進捗によって、計画 の修正が必要になることもあります。

それらを通して、BCPの内容も、柔軟に見直し改善していくこ とが重要です。これらの活動を通して、BCM (事業継続マネジ メント)を組織文化に浸透させていくことを目指しましょう。



参考

Withコロナ時代を生き抜くために

新しい働き方のスタイル

- ●テレワーク・ローテーション勤務
- ●時差出勤でゆったりと
- ●オフィスはひろびろと
- ●会議はオンラインで
- ●対面での打ち合わせは、換気とマスクが必須

感染防止対策は、 生産性の低下を招く……

> 意外に 進んでいなかった デジタル化……





Withコロナの時代は デジタル化が不可欠!

デジタル化に必要なもの

- ●社内情報システムのクラウド化
- ●社内各種手続きの電子決済(承認)化
- ●ひとり1台のPC
- ●カメラ付きノートPC
- ●社内LAN、無線LAN、モバイルWi-Fi
- ●自宅で会社のデータが扱えるセキュリティ
- Web 会議システム
- ■ITを使いこなせる人材

デジタル化による事業継続力の向上

- ●在宅勤務(テレワーク)
- ●IT技術をフルに活用した災害対応
- ●自然災害発生時の災害対策本部への

参集問題が解決

本社が

使用不能になった場合に 参集しなくても自宅からの リモートアクセス(Web会議)により

情報を共有し、

意思決定ができます

世界は、移動しなくても ビジネス(取引)が可能な時代へ

デジタル化が 会社の運命を 左右する時代が 到来するでしょう





参考資料一覧

【政府関係資料】

■内閣官房 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

■内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策

https://corona.go.jp/

■厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A (企業向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

■国立感染症研究所 新型コロナウイルス (2019-nCoV) 関連情報ページ

https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov.html

【業界団体資料】

- ■【全体まとめ】内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201026
- ■日本経済団体連合「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」 https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/094_guideline1.html
- ■一般社団法人日本経済団体連合会「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」 https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/094_guideline2.html
- ■一般社団法人全国スーパーマーケット協会ほか「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大 予防ガイドライン」

http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/542_1.pdf

【高知県資料】

■新型コロナウイルス感染症に関する高知県からのお知らせ

(事業者向け融資・給付等支援窓口一覧)

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/2020051200202.html (令和 4 年 3 月現在)

お問合わせ先

高知県商工労働部商工政策課 TEL: 088-823-9692

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に学ぶ

新型感染症に備える企業の BCP(事業継続計画)策定のための手引き

令和3年9月 初版発行 令和4年3月 第2版発行

発行/高知県

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 (高知県商工労働部商工政策課)

